平成２２年（フ）第１０３９号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目15番23号、前住所大阪府藤井寺市古室１丁目２番５号
債務者　金沢光則こと　金　　光則
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４０号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目15番23号、前住所大阪府藤井寺市古室１丁目２番５号
債務者　金沢　奈保（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５４号
大阪府松原市丹南４丁目123番地　Ａ―103号
債務者　西野麻奈美（旧姓岩城・北井）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９２号
堺市南区高倉台３丁２番４―606号
債務者　谷口しづ子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１０号
堺市南区高倉台４丁１番３―101号
債務者　大谷　春美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
北海道檜山郡上ノ国町字豊田372番地の７
債務者　若狭　京子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第３６４号
盛岡市南仙北２丁目９番18号、旧住所盛岡市月が丘３丁目14番４―104号
債務者　内藤由美子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１０号
盛岡市永井20地割１番地12
債務者　加茂真由美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６２号
福島県いわき市好間町上好間字田代70番地の70
債務者　渡辺　　潤
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６６号
福島県いわき市小名浜大原字芳原59番地の１
債務者　大内　　明
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４５９号
大阪府和泉市池田下町1800番地
債務者　中島　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
大阪府貝塚市堀597番地８棟411号
債務者　若松　　香
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
大阪府貝塚市麻生中1005番地１コスモハイツＣ―202号、前住所大阪府貝塚市半田275番地１グリーンヒル半田Ａ―101号
債務者　真田　　愛（旧姓福江）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
大阪府岸和田市中之浜町３番８号
債務者　濱村千一郎
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
大阪府和泉市はつが野２丁目32番２号
債務者　黒木　洋一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
大阪府岸和田市荒木町２丁目２番20号
債務者　伊香喜代美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目17番８号
債務者　武内　　健
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
大阪府岸和田市包近町658番地の５
債務者　舟越　悦基
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係